

北区商店街環境整備事業補助金交付要領

第1 目的

この要領は、北区商店街環境整備事業補助金交付要綱（平成15年3月31日区長決裁）14北地産第1155号。以下「要綱」という。）に基づいて実施する北区商店街環境整備事業の運用に必要な事項を定め、その効果的かつ円滑な推進を図ることを目的とする。

第2 定義

この要領に定める用語については、要綱で定める例による。

第3 事前協議申請

要綱第5条に基づく事前協議申請があった場合には、緊急性・必要性・予算状況・資金計画等を充分審査するものとする。

なお、基準単価を以下のように定めこれを超える場合は別途協議するものとする。

事業区分	基準単価
アーチの新設（1基）	3,000千円
改修（1基）	300千円
街路灯の新設（1基）	450千円
改修（1基）	80千円
道路のカラー舗装 （1㎡）	60千円
その他の共同施設 （総額）	50,000千円

2 要綱に基づく補助金を活用した施設について、次期改修等の再申請までの区間の適用は以下のとおりとする。

- (1) 新設後、施設の法定耐用年数を経過しなければ、改修等の再申請は原則として認めない。
- (2) 改修により既存施設の使用可能期間を延長させ、又は価値を増加させた場合には、改修を実施した日から再度法定耐用年数を経過しなければ、次期改修等の再申請は原則として認めない。
- (3) (2)の改修には該当しないが、商店街の活性化に寄与する、改修に準じた修繕を実施した場合には、実施後5年を経過しなければ、改修等の再申請は原則として認めない。
- (4) 緊急性が認められる場合、または区長が特別に必要があると認める場合は、上記(1)、(2)、(3)で定める期間内であっても改修等の再申請を認めることとする。

第4 補助金交付申請

要綱第6条に基づく補助金交付申請時には、所定の様式に記入及び必要書類添付のうえ、事業経緯・資金計画及び業者選定経過についてヒアリングを行う。

第5 実績報告書

要綱第12条に基づく実績報告には、実績報告書のほか、必要書類を添付する。

また、実績報告時には、所定の様式に記入のうえ、事業効果等のヒアリングを行う。

提出時期は、事業実施後すみやかに提出する。また、支払時期については、補助金の額の確定後、都・区負担分を指定口座に支払うものとする。

第6 緊急性その他について

年度途中で自然災害その他の理由により補助金の交付申請をする場合は、必要書類の添付のうえ所定の様式に記入し区長に提出する。そして事業経緯・設備管理状況についてヒアリングを行う。

2 審査の結果、適正と認められる場合には区単独事業で行うものとする。なお、この場合における補助率・補助限度額は別表のとおりとする。

3 実績報告時には、所定の様式に記入のうえ、事業内容・効果・今後の対策についてヒアリングを行う。

提出時期は事業実施後速やかに提出するものとする。

別表 補助対象事業及び補助率一覧

補助対象事業	補助率	限度額
アーチの新設・改修	1/2以内	新設 1,000千円
		改修 150千円
街路灯の新設・改修		新設 150千円
		改修 40千円
その他の共同施設		500千円
道路のカラー舗装		1㎡ 20千円

(付 則)

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年3月15日から施行する。